

平成 31 年 4 月 23 日

各事業所認定調査ご担当者様

姫路市介護保険課

認定調査に係る調査票記載等について（お知らせ）

日頃から本市の介護保険事業の推進にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

介護保険認定調査票の記入の仕方等について、以下の通りお知らせがございますので、関係各位にご周知いただきますようお願いいたします。

（１）令和元年 5 月 1 日以降調査の認定調査票の日付記入欄について

認定調査票の日付欄は今後新元号対応のものに切り替わる予定ですが、現在の「平成」表記の認定調査票で令和元年 5 月 1 日以降に認定調査を行った場合でも、「平成 31 年 5 月 1 日」というように「平成 31 年」の表記でご記入ください。なお、「令和」表記の調査票の場合は「令和 1 年 5 月 1 日」というように「元年」とは表記せず「1 年」とご記入ください。

（２）認定調査票特記事項への印刷について

認定調査票の特記事項はエクセル形式、ワード形式の入力様式を姫路市のホームページにご用意しております（「姫路市 認定調査の実施について」でご検索ください）。

なお、プリンターの種類によっては印刷位置がずれてしまうことがあります。もし印刷に失敗してしまった場合は、白紙の A4 用紙に特記事項のみを印刷し直し、印刷に失敗した特記事項原本と合わせてご提出ください。

（３）認定調査票の特記事項の書き方について

認定調査票記入の際、よりテキストに準拠した基準での評価を行うため、特に以下の 5 項目についてご注意ください。なお、その他の項目についても若干変更点がございますので、必ずご確認ください。変更後の「姫路市認定調査の手引き」は、姫路市ホームページよりダウンロード可能となっております。

① （1-1）（1-2）麻痺・拘縮

（1-1）麻痺について、軽度の可動域制限（拘縮）がある場合は関節の動く範囲で動作確認を行うこととなっております（テキスト 32 頁）。よって、拘縮が軽度で自力でも手足を同程度まで挙上・静止できる場合は（1-2）拘縮は「ある」でも（1-1）麻痺は「ない」となることがあります。その判断の基準とさせていただくため、麻痺・拘縮については単に「ある」「ない」のみではなく、どの程度の挙上や伸展が可能かをご明記ください。

また、可動域を「床から○cm」という形ではなく、角度（1/2, 2/3 や 45 度、60 度など）で表記

をお願いします。「床から〇cm」だと本人の背の高さや椅子の高さによってばらつきが生じることが想定されるためです。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

② (1-11) 爪切り

爪を切る行為だけではなく、爪切りの準備と後片付けも介助の評価の対象となりますので、併せてご記入いただきますようお願いいたします。

③ (2-1) 移乗

「移乗」はあくまで乗り移る行為なので、歩行ができる方で椅子や便座まで歩いて行って着座する行為は「移乗」には含めないこととなっております。移乗行為が発生しない方についてはテキスト 71 頁にあるように、移乗行為が生じたと想定した場合にどのような介助が必要になるかの記述をお願いいたします。

(例 1) 移乗行為は発生しない。日常生活での立ち座りや移動は手すりや座面を支えに介助なく行えていることから、移乗行為が発生した場合にも介助は必要ないと判断する。

(例 2) 移乗行為は発生しないが、日常生活での着座時にはふらつきが見られ、転倒の危険性があることから、家族が必ず手の届く範囲で見守りを行っている。移乗行為発生時にも同様の介助が必要と判断し、「見守り等」を選択した。

④ (5-6) 簡単な調理

「毎食の食事のうち、どのくらいの頻度で簡単な調理の介助が発生するか」(1 日 3 食の人なら、1 週間 21 食のうち、どのくらいの介助が発生しているか)ではなく、「簡単な調理が発生する食事のうち、どのくらいの頻度で簡単な調理の介助が発生するか」で評価することとなっております。

例えば、1 日 3 食のうち朝は調理の必要ないパンのみで、簡単な調理が昼食・夕食にしか発生しない場合は、1 週間 14 食(昼食・夕食)のうち、簡単な調理がどのくらいの頻度で介助されているかで判断することになります。

⑤ (全体) 頻度の記載について

介助の方法を選択する項目(主に第 2 群、第 5 群)は、より頻回な状況がどのような状況であるかをもとに判断することとなっております。どのチェックとなるのかの判断材料とするため、場所や時間等により介助の方法が異なるときは、それぞれの頻度をご記入ください。(テキスト 24 頁参照)

〈連絡先〉

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1

姫路市役所 介護保険課 認定担当

電話：079-221-2447 FAX：079-221-2925